

## ねらい

児童生徒の問題行動等の背景や要因は複雑であり、そのきっかけも様々です。また、時間の経過とともに状況も刻々と変化します。最近の子どもたちは、心に不安や悩み、ストレスや不満を抱えていることが多く、問題行動を起こす前兆に気づくことが大切です。

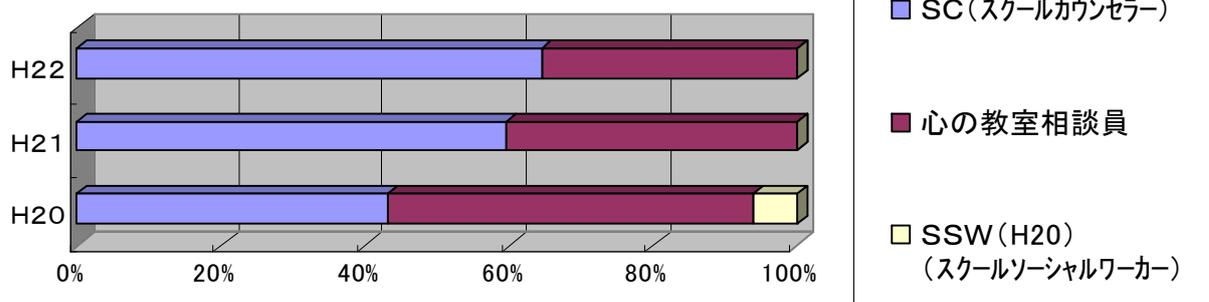
そのためには、子どもたちへの教育相談を推し進めるとともに、子育てや家庭生活に関する不安や悩みを持つ保護者が気軽に相談できる教育相談体制の構築が重要になってきています。

## 現状と課題

## ○ スクールカウンセラー(SC)等の配置状況

- 平成22年度には、40校に拡大し、全中学校および小学校18校に配置しています。(中学校は全22校が国費、小学校は2校が国費、16校が市費)
- 平成22年度はスクールカウンセラー配置校以外の小学校22校に心の教室相談員を配置し、子どもたちの心の居場所づくりを進めました。
- 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、未配置の小学校への配置を進めることにより学校におけるカウンセリング機能を高めることが課題となっています。
- 年1回の研修会を行うことにより、カウンセリング機能の充実及び、関係機関等との連携を図りました。

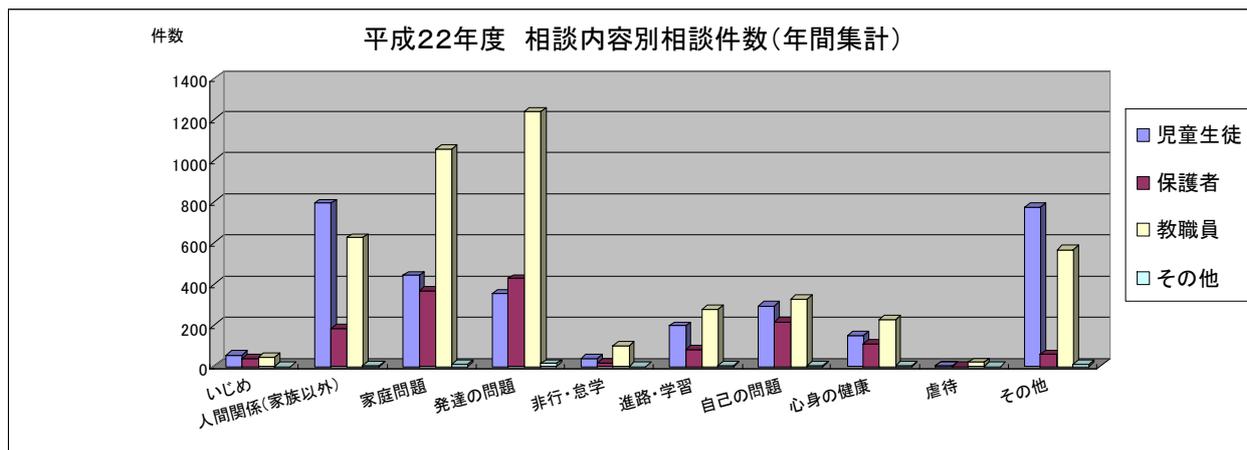
配置校数



## ○ スクールカウンセラー(SC)等の活用状況

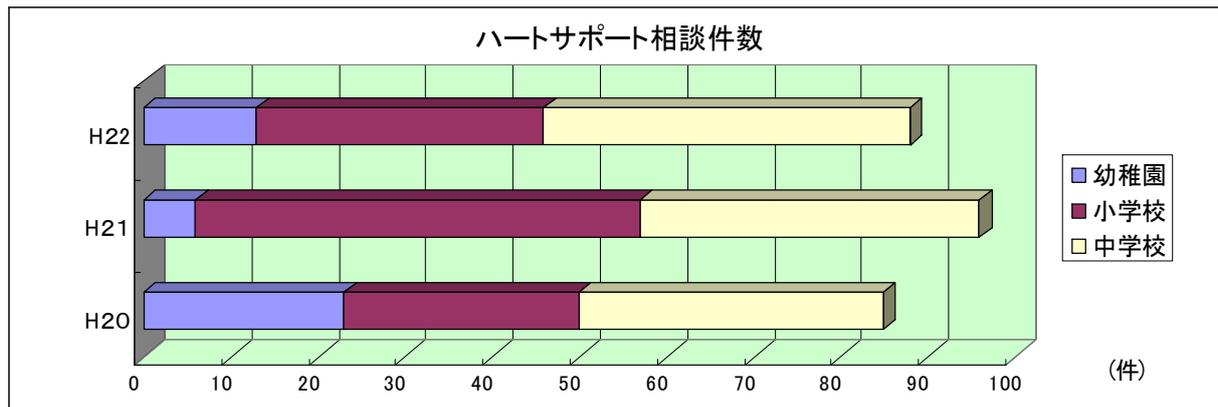
- 平成21年度から、県が配置するスクールカウンセラーが週に1回4～7時間と傾斜配分となり、平成22年度、1校の平均の相談件数は130件でした。市が配置するスクールカウンセラーは週に1回6時間(昨年度は週1回7時間)で、1校の平均相談件数は246件でした。また、市が配置する心の教室相談員は、同じく週に1回6時間(昨年度は週1回7時間)で、1校の平均相談件数は94件でした。配置時間や回数の増加を行っていくことが課題となっています。
- 児童生徒が相談する内容の中では、人間関係に関する相談と家庭問題についての相談が多く、相談内容は多岐に渡っています。
- 保護者が相談する内容の中では、発達に関する相談が最も多く、全体の約39%に相当します。次いで、家庭問題に関する相談、自己の問題に関する相談の順になっています。
- 教職員が相談する内容の中では、発達に関する相談が特に多く、指導に悩んでいる教職員の現状が顕著にみられます。
- 全相談件数の約14%が不登校に関する相談でした。

○ スクールカウンセラー(SC)等への相談内容



○ ハートサポート事業

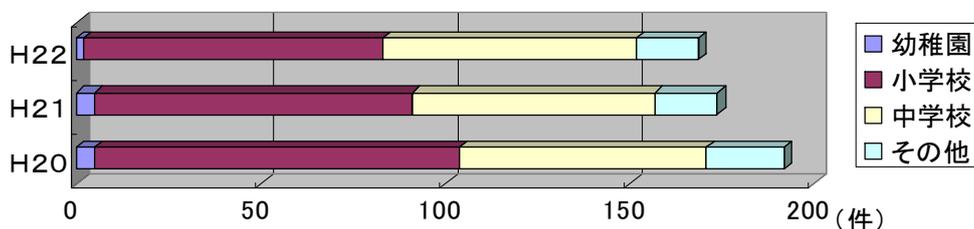
- ・ カウンセリング等に関し、専門的な知識と経験を有する臨床心理士21名および家庭裁判所調停員1名のハートサポーターを学校・園や家庭に派遣しています。
- ・ 平成22年度の相談件数は88件(平成21年度：96件,平成20年度：85件)で、3年連続80件を超えています。
- ・ 平成22年度のカウンセリング内容は、不登校関係、子育て、被害後の心のケア、発達障害、対人関係、学校事故等による緊急支援等が主なものでした。近年、学校事故等による緊急支援での活用が大きな成果を挙げています。
- ・ 不登校や子育てに関する保護者の悩みに対し、ハートサポーターが継続的に教育相談を行う取組が多く見られました。
- ・ 緊急支援として派遣できるハートサポーターの確保が課題となっています。



○ いじめ等教育相談電話・来室相談

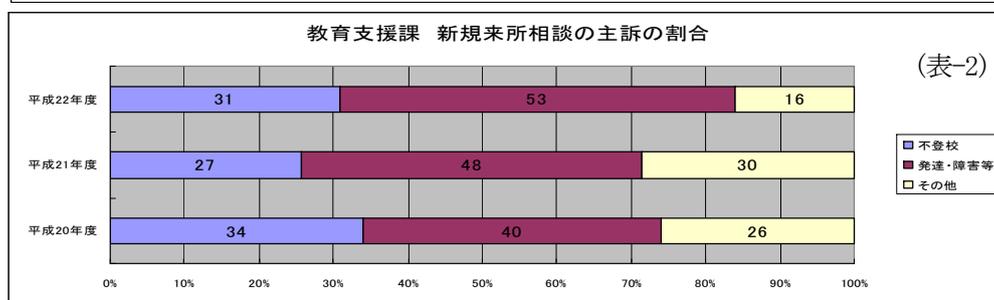
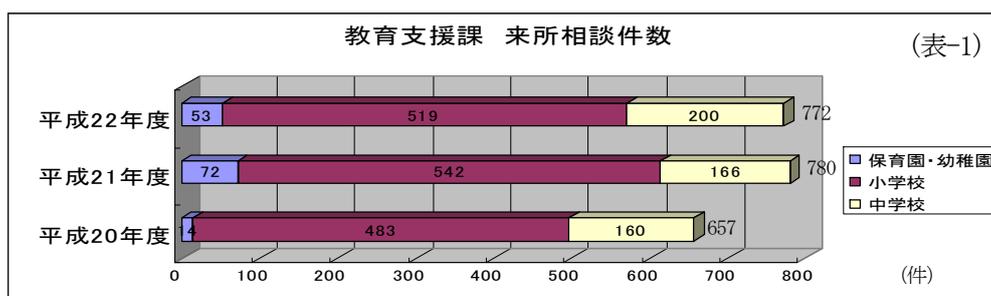
- ・ 教育相談担当者(1名)が、電話や面接による相談を行っています。
- ・ 平成22年度の相談件数は169件で、そのうち保護者からの相談が多くを占めています。(母親からの相談一約76%,父親からの相談一約5%)
- ・ 相談内容は多岐にわたっています。その中で、学校での子どもへの指導に関する相談内容が多くありました。また、いじめに関する相談が25件ありました。

電話相談対象者別件数



## ○ 教育支援課での来所相談

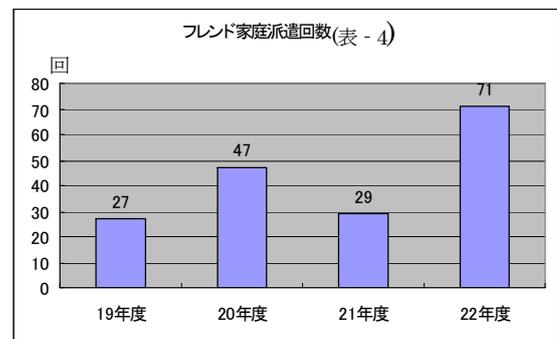
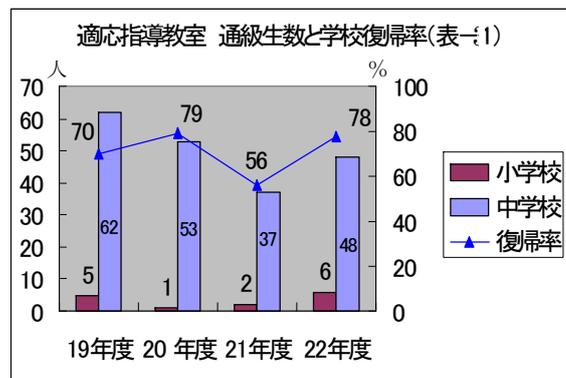
- ・ 相談員とセラピストが専門医の指導・助言を受けて、学校・園や関係機関（病院、あすなろ学園、あさけ学園支援センター、あけぼの学園、北勢児童相談所、家庭児童相談室等）と連携しながら相談活動を行いました。
- ・ 平成22年度は、専門医のスーパーバイズ（事例検討会 全9回）に、学級担任等が参加し、具体的な支援について話し合いを持ちました。さらに、教職員と専門医との個別の話し合いの時間も持ちました。
- ・ チラシ「教育相談のご案内」を市内全小中学校に配付し、必要に応じて学校から保護者に対し、教育支援課での来所相談の紹介を行いました。
- ・ 教育支援課職員が学校・園への個別訪問を計画的に行い、教育支援課の来所相談や不登校児童生徒支援ボランティア事業、適応指導教室、U-8事業（四日市市発達障害等早期支援事業）を紹介しました。
- ・ 各学校においてスクールカウンセラーによる教育相談や発達検査を経由して、教育支援課の来所相談につながるケースがありました。
- ・ 平成22年度の来所相談件数は、（表-1）のとおりです。平成22年度は、小学生の対人関係（特に、親子関係）に関わる相談が減少しました。
- ・ 新規相談内容の主訴の割合は、（表-2）のとおりです。平成22年度は、主訴が不登校の相談のうち、発達・障害等に起因すると思われるケースが31%ありました。
- ・ 来所相談のうち子どものこころの病に関するケースの場合、思春期精神保健早期支援事業（YESnet）につなげたり、保健所の相談につなげたりして、医療や精神保健の観点からも相談に応じられる体制が整ってきました。
- ・ 来所相談後の子どもへの具体的な支援方法について、学校・園や関係機関と共通理解を図りながら支援を進めていく必要があります。



## ○ 適応指導教室（ふれあい教室）

- ・ カウンセリング・学習活動・集団活動・体験活動などを通して、集団への適応力を高め、学校復帰や社会的な自立を促しています(表-3)。
- ・ 不登校の児童生徒や保護者に対して、プレイセラピー、カウンセリング等を行い、不安の軽減や自己目標の設定を図っています。平成22年度ののべ相談件数は1,355件でした。

- ・ 近年、適応指導教室の集団活動に参加できない児童生徒が増え、一人一人の状況に応じた個別指導で対応することが増えていきます。
- ・ 一人一人のニーズに合わせた支援を行うため、セラピストやスーパーバイザーの助言も得て、学習活動や様々な体験活動・ソーシャルスキルトレーニングなどを行っています。
- ・ 引きこもり傾向の子どもの家庭に対して、自立への支援の一助として、不登校児童生徒支援ボランティア（ふれあいフレンド）を派遣しています（表-4）。本年度はふれあいフレンドを派遣することによって、学校への登校や、ふれあい教室への通級につながったケースもありました。
- ・ 学校への再登校や社会的な自立を促すための手だてとして、継続的な相談活動（カウンセリング・教育相談）や学校活動への足がかりとなる機会や場の設定、個に応じた学校場面で生かすことのできる適応指導等を行っています。



## 今後の方向性

- スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携して、子どもや保護者へのかかわり方や支援の方法等に関して、積極的に相談する体制を作り、教職員が行うカウンセリング力の向上に努めます。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員および学校外の相談機関の情報について、学校だよりや学年通信等で保護者に知らせます。また、保護者が気楽に相談できる体制を構築することにより、保護者の心のケアに目を向けるよう努めます。
- ハートサポーターの積極的な活用を促進し、子どもの発達の問題や保護者の子育て不安等の相談に対応するよう努めます。
- 学校だけでは解決できないケースについては、関係機関の機能や役割を十分に理解し、連携を図ります。
- 教育支援課での来所相談では、多様化・複雑化している相談内容に適切に対応していくために、より一層学校・園や関係機関との連携を図り、不登校や学校での子どもの困り感を改善していくために必要な支援を保護者とともに考えていきます。子どものこころの病気についても、YESnet を中心に、保健所や関係機関と協議しながら、よりよい支援を考えていきます。
- 適応指導教室では、様々な要因により不登校の状況にある児童生徒一人一人に適切に対応していくために、学校や関係機関との連携をより密に図りながら、学校復帰や社会的な自立を促すよりよい支援を行います。